

議案第122号

上越市水道事業給水条例の一部改正について

上越市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月4日提出

上越市長 小菅淳一

上越市水道事業給水条例の一部を改正する条例

上越市水道事業給水条例（昭和46年上越市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項を次のように改める。

給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の規定により指定した者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長等又は他の地方公共団体の長等が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。